

令和5年度 確定給付企業年金監査結果（主な指摘事項）

区分	指 摘 ・ 指 示 事 項 等
その他	業務の概況について、加入者に周知すること。
	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。（確定給付企業年金法施行規則第87条第1項第1号中「給付の種類ごとの標準的な給付の額」）
	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。（確定給付企業年金法施行規則第87条第1項第4号中「納付時期」）
	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。（確定給付企業年金法施行規則第87条第1項第1号・第2号・第3号・第4号・第6号・第7号・第8号）
	個人データを取り扱う従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）10-4）
	特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針を策定すること。（企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて（平成27年10月5日年発1005第2号））
	特定個人情報ガイドラインを踏まえた取扱規程を策定すること。（企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて（平成27年10月5日年発1005第2号））
	監事は、監督官庁からの認可書、通知書その他の業務運営に関する重要な文書の回付を受けること。